さ情審査答申第110号平成26年 7月29日

さいたま市教育委員会 委員長 大 谷 幸 男 様

> さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成25年11月11日付けで貴委員会から受けた、「平成25年4月1日付復職に係る「健康審査会」に提出された所属校長の「校長観察記録」」(以下「本件対象個人情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成25年8月16日付け教学教職第2054号によりさいたま市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

当該校長は、私が提出した主治医記入の診断書内容とは異なる見解を持っていると電話で回答している。誠心誠意職務を全うしてきた本人が復職後の勤務が適切に評価されているかどうか、知る権限があることは当然のことと確信する。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人は、病気休職を取得していたところ、平成25年3月13日 開催のさいたま市教職員健康審査会(以下「健康審査会」という。)におい て、復職可とされ、復職後3か月後の健康審査会への病状報告を行うこと が求められた。この結果に基づき、実施機関は平成25年4月1日付けで 復職発令を行った。
- 2 平成25年7月17日開催の健康審査会で、医師作成の「診断書」(平成 25年6月21日付け)及び所属長である校長作成の「観察報告書」(平成 25年6月24日付け)により、復職後3か月後の病状報告が行われた。
- 3 審査請求人は、平成25年8月8日付け「個人情報開示請求書」により、「平成25年4月1日付復職に係る「健康審査会」に提出された所属校長の「校長観察記録」」の開示を請求したものであり、対象情報は、上記平成25年6月24日付け「観察報告書」に相当するが、本情報は、健康審査会において、該当教職員の疾病、健康状態等を審査する目的で所属長が作成したものであり、当該情報が観察対象者本人に公開されることになれば、今後、健康審査会での審査に当たり、所属校長からの正確、率直な報告書類が提出されないおそれがあり、健康審査会での公正な審査に支障が生ずるため、個人情報保護条例第14条第3号に該当するものと判断し、観察者である校長の所見の入らない「学校名、職名、免許教科、氏名、職員番号、生年月日、住所、性別、年齢、休職内申期間、4 復職に関する希望・本人(学校長等が記入)、6 備考」を除く、「1 症状発生以来の状態、
 - 2 家庭の環境、3 症状発生前及び発生後の勤務態度並びに生活態度、
 - 4 復職に関する希望・学校長等、5 特に問題となる点」につき、開示しないこととする一部開示決定を行った。
- 4 審査請求人は、「誠心誠意職務を全うしてきた本人が復職後の勤務が適切に評価されているかどうか知る権限がある」と主張するが、健康審査会における該当教職員の疾病、健康状態等の公正な審査の前提として、該当教職員本人の意向にかかわらず、関係者より、正確、率直な報告書類が提出されることが必要とされる。

健康審査会の会議は、出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合は、これを非公開とすることができるが、当該情報記載の書類が提出された平成25年7月17日開催の健康審査会は、出席委員7人全員の賛成により非公開となっている。また、これまで開催された健康審査会の会議も非公開とすることが通例となっている。

観察対象者本人を含む第三者が目にするものでないという前提で事実上 作成され、提出された書類について、これを公開することは、これまでの 学校長と実施機関、健康審査会との信頼関係を損なうおそれがあり、個人情報保護条例第14条第3号に該当するものと判断した。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、審査請求人が平成25年8月8日付けで開示請求 を行った「平成25年4月1日付復職に係る「健康審査会」に提出された 所属校長の「校長観察記録」」である。

実施機関は、審査請求人からの本件開示請求に対して、観察報告書(平成25年6月24日付け)を特定し、「1 症状発生以来の状態、2 家庭の環境、3 症状発生前及び発生後の勤務態度並びに生活態度、4 復職に関する希望・学校長等、5 特に問題となる点」を観察対象者本人に公開されることになれば、今後、健康審査会での審査に当たり、所属校長からの正確、率直な報告書類が提出されないおそれがあり、健康審査会での公正な審査に支障が生ずることを理由として、当該部分を不開示とした本件処分を行った。審査請求人は、本件処分に対して、誠心誠意職務を全うしてきた本人が復職後の勤務が適切に評価されているかどうか知る権限があるとして、当該不開示部分の開示を求め、本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

さいたま市は、さいたま市立の学校に勤務する教職員の疾病、健康状態等を審査する、健康審査会をさいたま市教職員健康審査会条例(平成15年さいたま市条例第9号。以下「審査会条例」という。)で設置している。当該健康審査会は委員会の諮問に応じ、教職員の疾病に関する治療の要否、勤務の可否、生活指導の内容等を審査する(審査会条例第3条第1号)。

さいたま市教職員健康審査会条例施行規則(平成15年教育委員会規則 第5号。)によると、健康審査会は、審査会条例第3条の諮問を受けた場合 は、所属長から観察報告書の提出を求めることとされている。

実施機関の説明によれば、疾病による休職から復職する際のさいたま市立学校教職員については、健康審査会での復職の審査の際に、復職後一定期間を経過したのちに病状について報告するよう求めるところ、本件においても、復職を審査する健康審査会において、復職後3か月後の健康審査会への病状報告を行うことが求められたとのことである。そこで、平成25年7月17日開催の健康審査会では、医師作成の診断書とあわせ、所属長である校長作成の観察報告書により、申立人に関する復職後3か月後の病状報告が行われている。

ところで、観察報告書は、健康審査会において、教職員の復職に係る病 状報告の審査を行うに当たり、公正な審査の基となるものであり、復帰に 当たる審査請求人の適性を判断する個人の評価に関する情報として、その 本人の意向にかかわらず、正確、率直に作成されることが必要となる。

仮に、本件対象個人情報のうち実施機関が不開示とした部分が開示されると、審査請求人からの当該観察報告書に対する批判、苦情、要望、質問等が寄せられることが十分考えられ、当該学校長に精神的苦痛を与えることが予想されるばかりでなく、当該学校長から正確、率直な個人の評価に関する報告書類が提出されないおそれがあり、今後の健康審査会の運営等にも影響するものと考えられるのであり、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれが現実的、具体的に存在するものと認められる。

従って、実施機関が個人の評価に関する情報が開示されると当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるものとして、本件対象個人情報のうち個人情報保護条例第14条第3号に該当する部分を不開示とした本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は、「当該校長は、私が提出した主治医記入の診断書内 容とは異なる見解を持っていると電話で回答している」と主張しているが、 本件に関するものでなく、上記の当審査会の判断に影響を及ぼすものではな いので、言及しない。

3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1の 結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

1	平成25年11月11日	諮問の受理 (諮問第330号)
2	同 年 12月16日	実施機関から理由説明書を受理
3	平成26年 1月16日	審議
4	同 年 4月17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
5	同 年 5月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
6	同 年 7月10日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏 名	備考
会 長	池上純一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委員	伊藤 一枝	弁護士
委員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

(五十音順)